

## 入札条件及び注意事項

### 1 入札保証金

免除する。

### 2 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上の額を契約時に納付すること。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合又は府中市契約規則第38条第1項第3号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### ※ 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について

府中市契約規則第38条第1項第3号に規定する免除の要件は、本年度及びその前2年度に府中市若しくは国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行している場合とする。

同種同規模要件：予定価格500万円以上の計画策定業務 等

### 3 入札執行について

- (1) 入札者は、仕様書及び関係図書等を熟覧のうえ、所定の入札書により入札してください。  
なお、疑義がある場合は質問書により問い合わせてください。（質問等の手続きについては公告、指名通知書又は仕様書等（以下「仕様書等」という。）に明記してあります。）
- (2) 入札者は、府中市契約規則その他関係法例を承諾のうえ入札してください。
- (3) 入札者は、入札通知書により指定した日時及び場所に出席してください。なお、入札時間に遅れた場合は、棄権とみなして処理しますので時間を厳守してください。  
（郵便入札の場合は、到着期限までに提出してください。）
- (4) 入札者が代理人である場合、入札前に代理権限を証する委任状（様式自由）を提出してください。（郵便入札の場合は必要ありません。）
- (5) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、同一会場にて2回を限度として再度の入札を行いますので、入札は最大3回まで行うことがあります。入札書についても事前に複数枚準備していただくようお願いします。（再入札を辞退される場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記載し、再入札時に投函してください。なお、再入札で辞退された場合は、3度目入札（再々入札）に参加することはできません。  
（郵便入札の場合は、入札回数は1回とします。）
- (6) 入札は入札者1人でもって入札してください。また、入札執行中に入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室へ出入りしないでください。（郵便入札の場合を除く。）
- (7) 入札室は禁煙となっています。入札執行中は私語をつつしみ、喫煙はご遠慮ください。  
（郵便入札の場合を除く。）
- (8) 入札前に入札辞退は自由です。なお、入札辞退を理由とする不利益な取扱いを行いません。
- (9) 入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出てください。
  - ① 入札執行前には、所定の「辞退届」を持参又は郵送（入札日の前日までに到達すること。）してください。（一般競争入札（事後審査型）等の場合を除く。）
  - ② 入札執行中には、辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出してください。（郵便入札の場合を除く。）

#### 4 入札書について

- (1) 入札書は所定の様式とし、必要事項を記入し、入札執行者の指示により入札箱に直接投入してください。
- (2) 入札書への記入は次の事項を厳守してください。
  - ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
  - ② 記入事項は所定の欄に明確に記入し、押印は朱肉を使用してください。記名押印を欠く入札は無効となります。
  - ③ 提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
  - ④ 入札書の記入事項について、訂正、挿入、又は削除したときは、その箇所に押印してください。但し金額を訂正した入札書は無効となります。
  - ⑤ 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。（例：¥123,000-）

#### 5 内訳書の提出

仕様書等に記載のとおり

#### 6 無効入札について

次の事項に該当する入札は無効となります。なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することはできません。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を提出しない代理人のした入札
- ③ 明らかに連合によると認められる入札その他不正行為のあった入札
- ④ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑤ 入札者がした2以上の入札
- ⑥ 再度の入札でその入札が1であるとき。
- ⑦ 必要な事項を確認できない入札
- ⑧ 金額が訂正された入札書での入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

#### 7 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。なお、くじは最初に落札者を決定するくじの順序を決めるジャンケン又はくじを引き、その結果により、落札者を決定するくじを引き、落札者を決定します。

#### 8 落札価格

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

#### 9 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとする。

#### 10 設計図書に対する質問及び回答

質問書受付期間 仕様書等に記載のとおり

（記載のない場合は、公告又は指名通知を行った日から3日間（市の休日を除く。））

質問回答期限	仕様書等に記載のとおり (記載のない場合は、入札開始日の2日前(市の休日を除く。))
質問書提出方法	仕様書等に記載のとおり (記載のない場合は、契約担当課に持参又はFAXにより提出)
回答方法	仕様書等に記載のとおり (記載のない場合は、契約担当課又は市ホームページで閲覧)

### 1.1 予定価格

仕様書等に記載のとおり  
(記載のない場合は、非公表)

### 1.2 最低制限価格・調査基準価格

仕様書に記載のとおり  
(記載のない場合は、設定していない。)

### 1.3 公正な入札の確保等

- (1) 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない
- ① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
  - ② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
  - ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
  - ④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。
- (2) 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### 1.4 その他

- (1) 入札にあたっては、府中市契約規則、関係法令等及び設計図書等の内容を承諾のうえ入札すること。
- (2) 提出された書面等は返却しないものとし、公正取引委員会及び警察に提出する場合があるとともに、府中市情報公開条例に基づく公開請求があった際には公開の対象となる場合がある。
- (3) 入札等に係る費用は、入札者の負担とする。
- (4) 指名競争入札において、その入札が1であるときは無効とする。